

返戻金制度について

●返戻金に関する事項

株式会社情報技研の紹介により就職した者が、入社日から3ヶ月以内に本人の自己都合により退職、過失等による懲戒解雇となった場合は、受領した紹介手数料から次の通り返還する。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社情報技研の免責が相当と推測される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

- ・入社日から起算して1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
- ・入社日から起算して2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の30%
- ・入社日から起算して3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の20%

事業所の名称及び所在地

株式会社情報技研

栃木県宇都宮市茂原 1-4-8